

ふじみ野市告示第120号

事業の業務委託について、参加意思確認申請書の提出を公募するので、次のとおり告示する。

平成30年4月16日

ふじみ野市長 高 畑 博

公募の主旨

特定の者（以下「特定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定である事業について、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、当該事業に係る業務の受託を希望する者の有無を確認するため実施する。

公募の結果、応募者がいない場合又は応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定者との契約手続に移行する。

なお、応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、特定者と当該応募者による競争手続を行う。

記

1 事業の概要

- (1) 事業名 大井浄水場総合機能点検整備業務委託
- (2) 履行場所 ふじみ野市大井浄水場及び大井第2取水場～第5取水場
- (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月15日まで
- (4) 事業概要 シーケンサー設備、計装設備、ポンプ設備等の点検及び部品交換外

2 応募要件

参加意思確認申請書を提出できる者は、次の要件を満たしていること。

(1) 基本的要件

- ア 平成29・30年度ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録されており、建設工事（電気工事）への登録があること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ この告示の日から契約の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に定める入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- エ この告示の日から契約の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に定める入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の

申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定を受けている場合を除く。

(2) 技術的要件

ア この告示の日現在、埼玉県又は東京都のいずれかの区域内に本店又は契約締結権限を有する代理人を置く支店等を有し、参加意思確認申請書提出日現在有効な経営規模等評価結果通知書における電気工事の総合評定値が991点以上であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

ウ 過去10年間（平成20年度から平成29年度まで）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合、全部事務組合又は役場事務組合を含む。）が発注する浄水場の電気設備の新設、更新、修繕工事又は点検業務で1千万円以上のものの元請としての完成実績（ふじみ野市と契約締結権限を有する者以外の本支店等の実績を含める。）があること。

エ 事業の履行に当たり、浄水場の電気設備工事の施工実績を有し、参加意思確認申請書の提出日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者を置くことができること。

3 特定者の所在地、商号又は名称

(1) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目247番地

(2) 名称 荏原商事株式会社関東支社

4 特定者との契約予定価格 34,668,000円（税込）

5 参加意思確認申請書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認申請書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 参加意思確認申請書（様式第1号）

イ 技術的要件を証する書類

(2) 提出期間

平成30年4月17日（火）から平成30年5月9日（水）まで。ただし、ふじみ野市の休日を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。

(3) 受付時間

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市総務部契約・法務課（ふじみ野市役所本庁舎3階）

(5) 提出方法

持参

6 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり質疑書をファクシミリにより提出すること。

(1) 受付期間

この告示の日から平成30年5月2日（水）まで

(2) 質疑書の送信先ファクシミリ番号

049-266-6245

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、市ホームページ「入札関連情報」に掲載する。

7 参加意思確認申請書等の審査結果通知

参加意思確認申請書等の提出があった者には、次に掲げる事項を記載した通知を送付する。

(1) 応募要件を満たさないとした者にあつては、所定の期限までに応募要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる旨及び説明を求められたときは、所定の期限までに回答する旨を記載した参加資格審査結果通知書を送付する。

(2) 応募要件を満たすとした者にあつては、参加資格審査結果通知書に代えて、選定通知書を送付する。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月24日（木）午前9時30分

(2) 場所 ふじみ野市役所本庁舎2階A201会議室

9 最低制限価格

設定する。

10 入札保証金

免除とする。

11 契約保証金

(1) 落札者は、契約保証金納付期間内に契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金をふじみ野市都市政策部上下水道課に納付しなければならない。

(2) ふじみ野市契約規則（平成17年ふじみ野市規則第60号）第22条第1号の規定により、保険会社との間にふじみ野市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該保険証券をふじみ野市都市政策部上下水道課に提出しなければならない。

(3) ふじみ野市契約規則第22条第2号の規定により、保険会社との間にふじみ野市を債権者とする公共工事履行保証契約を締結したことにより契約保証

金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該保証証券をふじみ野市都市政策部上下水道課に提出しなければならない。

- (4) ふじみ野市契約規則第22条第3号の規定により、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことにより、契約保証金の納付の免除を受けようとする者は、契約保証金納付期間内に当該請負契約書の写し及び工事完成結果通知書等履行を証明するものの写しをふじみ野市都市政策部上下水道課に提出しなければならない。

1.2 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1のときは、入札を執行しない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 添付書類

入札書提出の際に、入札金額見積内訳書を提出すること。

(4) 入札回数

初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札辞退

入札参加者は、入札辞退の際に入札辞退書を提出すること。

(6) くじ

落札者となるべき同額の入札をした者が2以上のときは、くじを実施して落札者を決定する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 参加意思確認申請書を提出しない者がした入札

ウ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

エ 入札金額見積内訳書の提出のない者又は不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

オ 談合その他不正行為があったと認められる入札

カ 虚偽の参加意思確認申請書を提出した者がした入札

キ その他公告に示す事項に反した者がした入札及びふじみ野市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札

1.3 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認申請書は、無効とする。
- (2) 参加意思確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加意思確認申請書等は、返却しない。
- (4) 提出された参加意思確認申請書等は、参加意思確認申請書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認申請書の差替え及び再提出は、認めない。
- (6) 入札参加者は、入札後、この告示、契約規則、ふじみ野市入札参加意思確認型契約方式要綱（平成27年ふじみ野市告示第9号）、設計図書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.4 問合せ先

- (1) 入札、契約等に関する問合せ
ふじみ野市総務部契約・法務課契約・検査係
電話番号 049-262-9010（直通）
- (2) 設計図書等の内容に関する問合せ
ふじみ野市都市政策部上下水道課浄水係
電話番号 049-220-2079（直通）